

2021 年 6 月 25 日

金融審議会
会長 神田秀樹 殿

金融担当大臣 麻生太郎

金融庁設置法第 7 条第 1 項第 1 号により下記のとおり
諮問する。

記

○ 企業情報の開示のあり方に関する検討

企業を取り巻く経済社会情勢の変化を踏まえ、投資家の
投資判断に必要な情報を適時に分かりやすく提供し、企業
と投資家との間の建設的な対話に資する企業情報の開示
のあり方について幅広く検討を行うこと。